

軽自動車税 税率一覧

○ 原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		標準税率
原付	二輪のもので 総排気量50cc以下 定格出力600w以下	2,000
	二輪のもので 総排気量50cc超90cc以下 定格出力600w超800w以下	2,000
	二輪のもので 総排気量90cc超 定格出力800w超	2,400
	三輪以上の もので	3,700
	二輪のもので 原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下で、長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のもの	2,000
	二輪のもので 総排気量125cc以下 最高出力4.0kw以下	2,000
軽二輪(側車付を含む)		3,600
小型特殊	農耕作業用	条例で定める
	その他	
二輪小型自動車		6,000

○ 四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分				標準税率		重課税率	軽課税率	
				初度登録 ～H27.3.31	初度登録 H27.4.1～	初度登録 から14年超	初度登録の翌年度	
軽自動車	三輪	乗用	営業用	3,100	3,900	4,600	75%軽減	50%軽減
		上記以外					1,000	2,000
	四輪以上	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500
			自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	—
		貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	—
			自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	—

※75%軽減の税額は、令和8年度に引き続き、特例の適用期間が延長されます。50%軽減の税額は、令和8年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両は対象外となります。

令和7年4月1日～令和8年3月31日の新規登録車両

対象車	軽減率
電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NO×10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)	概ね75%
ガソリン車・ハイブリット車など (令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準を90%達成した常用営業用軽自動車+平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る)	乗用営業用 令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成 概ね50%